

就学に向けた相談窓口を設置

小学校への就学を 安心して迎えましょう

市教育委員会では、保護者が抱える就学に対する不安を解消するため、就学に向けた相談窓口を設置しています。この窓口では、小学校や特別支援学校への就学を安心して迎えられるよう、保護者の相談に応えます。



次年度就学児教育相談 Q & A



就学に関する疑問にお答えします。お気軽に教育相談窓口へご相談ください。

Q. 就学相談はいつできますか？
A. 市教育委員会や、お子さんが通園している保育園などで随時受け付けていますので、気軽にご連絡ください。

Q. 学校見学は可能ですか？
A. 可能です。見学を希望する場合は、市教育委員会こども課にご連絡ください。希望先の学校と見学日程を調整してご連絡します。

Q. 特別支援学校の見学や体験入学をしないと必ず入学しなければなりませんか？
A. 学校見学や体験入学をしたからといって、入学を強要するものではありません。見学するときは、お子さんに合った学びの場であるか確認しましょう。

市教育委員会では、次の就学児教育相談窓口を設置しています。

■次年度就学児教育相談窓口

子どものために適切な教育環境を考えていく場が次年度就学児教育相談です。保護者が抱える「集団生活が苦手で学校生活が不安」「体にハンディがあるけど、学校でみんなと同じように生活ができるかな」などの不安を解消します。

市教育委員会では、安心して就学を迎えられるよう取り組みを実施。子どもたちが自信と意欲を持って生き生きと学び、能力を伸ばしていくために、どのような教育環境や教育内容・方法が必要かを保護者と一緒に考えます。

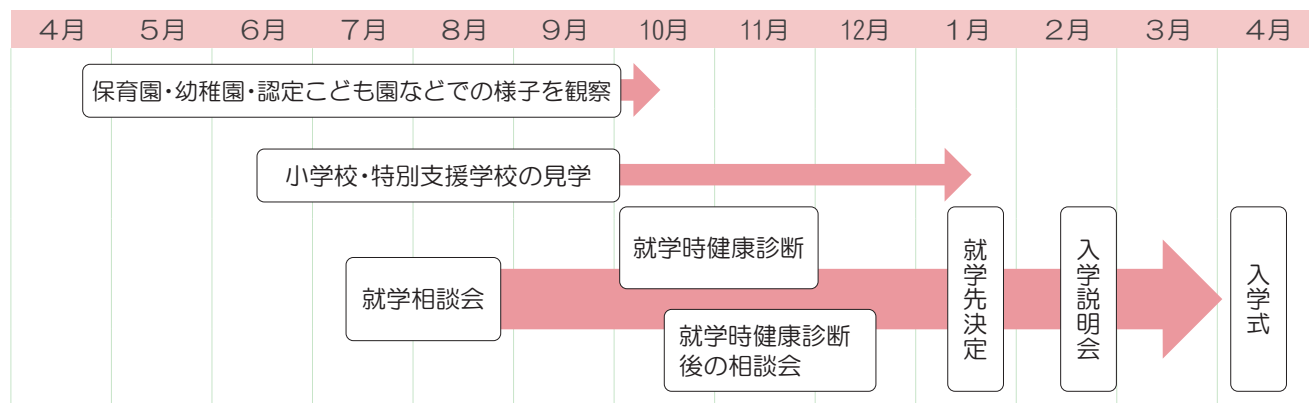
【問い合わせ】
教育委員会こども課
(☎45・1311内線342)

市教育委員会こども課
(石鳥谷総合支所内)
○相談日：毎週月・金曜日
○受付時間：午前9時～午後5時
○電話：45・1311(内線342)

教育相談室(まなび学園内)
○相談日：毎週火・金曜日
○受付時間：午前9時～午後4時
○電話：23・0260

直接、相談窓口でご相談いただくか、現在通っている保育園・幼稚園・認定こども園を通じてご相談ください。

■就学先決定までの流れ



免除制度を活用し 国民年金保険料を 納めましょう

国民年金は、20歳以上60歳未満の全ての人が加入し、世代を超えて支え合う制度です。

4月分から令和2年3月分までの国民年金保険料(以下「保険料」と言います)は、月額1万6410円です。

経済的な事情などにより、保険料を納めることが難しいとき、申請して承認されると保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

免除や猶予を受けず、保険料を未納のままにしておくと、老齢基礎年金だけでなく、障がいの状態になったときの障害基礎年金などが受けられない場合があります。

免除制度や納付猶予制度などを活用しましょう

●保険料の免除制度

本人、本人の配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると全額免除、または一部免除されます。

また、免除の所得基準を超えていても、退職(失業)などにより納付が難しいとき、特例で免除を受けられる場合があります。

●納付猶予制度

50歳未満(※)の人で、本人、本人の配偶者それぞれの前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

※対象年齢の「50歳未満」は平成28年7月以降の保険料に適用されます。平成28年6月までの保険料の納付猶予は、「30歳未満」の人が対象です。

●学生納付特例制度

前年所得が一定基準以下の学生は、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

❖申請の受付期間

保険料の免除制度および納付猶予制度の令和元年度分(7月分から令和2年6月分まで)の申請は、7月1日から受け付けています。

なお、学生納付特例制度の平成31年度分(4月分から令和2年3月分まで)の申請は、4月1日から受け付けています。

※過去の保険料の免除制度、納付猶予制度、学生納付特例制度の申請は、申請時点から2年1カ月前までの期間をさかのぼって行えます。

免除・猶予が受けられる所得基準の目安

扶養人数	保険料免除		納付猶予 (※2)	学生納付 特例
	全額免除 (※1)	一部免除 (※1)		
3人扶養 (配偶者・子2人)	～162万円	～335万円	～162万円	～118万円
1人扶養 (配偶者のみ)	～92万円	～247万円	～92万円	
扶養なし	～57万円	～189万円	～57万円	

※1 全額・一部免除の場合、本人・配偶者・世帯主それぞれ該当
※2 納付猶予の場合、本人・配偶者それぞれ該当

【問い合わせ・申請】
▽本館国保医療課(☎24・2111内線263)
▽各総合支所健康福祉係
大迫(☎48・2111内線143)
石鳥谷(☎45・2111内線227)
東和(☎42・2111内線223)
▽花巻年金事務所(☎23・3351)
※花巻年金事務所への予約、相談、手続きについては「ねんきんダイヤル(☎0570・051165)」へ